(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

(1)地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

当町の洪水ハザードマップによると当管内の市街地に於いては、本町・南町・新町地区、栄沼、旭町、花向町地区で 0.5 m~3 mの浸水が予想されているほか、同地域の隣接地でも 0.5 m~3 mの浸水が予想されている。また栄沼、旭町地区、沼崎本村、砂土路川下流地区で小川原湖に接した部分に氾濫流の浸水が予想されている。・当町洪水ハザードマップは、当会管内に於いては、小川原湖と七戸川、砂土路川が氾濫した場合の浸水予測を示しており、概ね 50 年に一度起こる大雨を想定している。

(土砂災害:ハザードマップ)

当町の土砂災害ハザードマップによると、がけ崩れや地滑り等の土砂災害が生じる恐れのある「急傾斜地崩壊危険個所」に指定76カ所(内、ランク1「保全人家5戸以上」が20カ所、ランク2「保全人家1戸以上4戸以下」が16カ所)あり、また「土石流危険個所」に指定29カ所(内、ランク1が1カ所、ランク2が3ヵ所)があり、町内各地に点在している。

(地震: J-SHIS)

J-SHIS地震ハザードステーションの全国地震予測地図によると、当町においては、今後30年の間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が6%以上26%未満と予測されている。また、再現期間10万年相当の計測震度では震度7の地震が予想されている。

(その他)

当地では、地震の被害については、昭和43年5月16日、十勝沖を震源とする 震度5の十勝沖地震が発生(総被害額2,110百万円)。平成6年12月28日、 東方沖を震源とする震度4の三陸はるか沖地震が発生(総被害額197百万円)。平 成23年3月11日、三陸沖を震源とする国内観測史上最大のM9.0の東日本大震 災が発生し、当町に於いては震度5弱を記録(総被害額50百万)。

また、大雨、台風の被害では、昭和33年(253戸)昭和34年(255戸)、昭和35年(175戸)、昭和38年(121戸)、昭和41年(延べ684戸)、昭和43年(171戸)、昭和54年(15戸)、昭和56年(16戸)、昭和57年(52戸)、平成2年(332戸)、平成6年(20戸)、平成10年(7戸)、平成18年(9戸)、平成28年(1戸)の家屋の床上、床下浸水被害に遭っている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的な大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症については、ワクチン追加接種に向けた体制の構築、そしてワクチン接種が終えた方も含めマスクの適切な着用、ソーシャルデスタンスの確保、こまめな手洗い・手指消毒や換気などの感染防止対策の徹底を呼び掛けている。

(2) 商工業者の状況

管内事業所の商工業者数については、以下のとおりで推移している。

業種別商工業者数の推移

(単位:事業所)

年度 業種	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度	令和3年度
建設業	81	78	79	71	69
製造業	23	22	24	22	22
卸売業	6	6	5	5	5
小売業	90	88	86	74	71
飲食・宿泊業	74	72	78	64	67
サービス業	89	86	84	81	83
その他	39	32	38	35	34
定款会員	20	18	26	17	17

(資料:上北町商工会実態調査より)

商工業者・小規模事業者の推移

(単位:事業所)

年度項目	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度	令和3年度
商工業者	422	402	420	369	368
小規模事業者	374	355	364	322	322
会員数	266	254	259	249	240

(資料:上北町商工会実態調査より)

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・東北町地域防災計画の策定(地震災害対策編、風水害等災害対策編)
- ・東北町業務継続計画の策定(大規模災害編)
- ・東北町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・防災訓練の実施(中部上北広域事業組合消防本部、七戸町、陸上自衛隊、青森県 防災航空センター、七戸警察署と連携し総合防災訓練を年1回実施)
- ・防災備品等の備蓄(防災備品、資機材等の備蓄については、東北町地域防災計画 に記載、今後も計画に基づき順次整備を図る)
- ・各種「ハザードマップ」や「避難所マップ」を策定しホームページ等で広く情報 発信し、平時から災害リスク等の情報提供及び注意喚起

2) 当会の取組

- ・上北町商工会危機管理マニュアル策定(令和3年度)。
- ・事業者のBCPに関する国、県の施策の周知。(パンフレットを配布。巡回訪問時 に周知に努める。)
- ・事業者のBCP計画策定支援事業としてセミナーの開催や策定に向けての個別指導を行う。
- ・青森県火災共済協同組合、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、東京海上日動火 災保険(株)と連携した各種共済、ビジネス損害保険等の加入促進。
- ・防災備品の備蓄(非常用発電機、投光器、水、非常食、医薬品等、品目、個数等詳細は、上北町商工会危機管理マニュアル及び非常用資機材備蓄品等管理票に記載)

・東北町が実施する防災訓練への参加及び協力。

Ⅱ.課題

- ・保険や共済等に関する推進についても、小規模事業者に対する十分なリスク管理 指導・助言を実施できる当会職員が不足しているといった課題があり、平時から 人材の育成・確保についても計画的に取り組むことが重要である。
- ・上北町商工会危機管理マニュアルについても、策定後日が浅く緊急時の取組についての訓練も未実施の状況から、対応のノウハウを持った人員が不足している。
- ・非常時に必要な防災設備・備品・資機材の在庫保有状況については不十分な状態 にあり、今後は計画的に備蓄の促進を図っていく必要がある。
- ・計画策定後の訓練実施や備蓄資源の点検等を実施し、PDCAのマネジメントサイクルを回し、業務継続計画の実効性をより高めていくことが課題である。
- ・感染症対策に於いて地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ.目標

- ・管内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策 の必要性の周知を図る。
- ・小規模事業者の災害などによる事業中断からの復旧等を速やかに行うため、緊急 時に於いても優先業務を継続できるような事業継続計画の策定支援を経営改善普 及事業の一環として積極的に取り組む。
- ・発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町でその体制 をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後、速やかに応急・復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発生時 「東北町新型インフルエンザ等対策行動計画」の発生段階ごとの対応策を基に速 やかに拡大防止措置を行えるよう、当会と関係機関との連携体制を平時から構築 しておく。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、東北町と連携し速やかに青森県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

Ⅳ. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日~令和9年3月31日)

V. 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制等を整備し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

・本計画と当町地域防災計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の リスク及びその影響を軽減するための取組(什器の固定等)や対策(事業休業への備 え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等)について説明する。
- ・当会及び町ホームページや町広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要 性、各種損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等 を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものも含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行 政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備を整備するための 情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・商工会の事業継続計画は、小規模事業者の経営の指導的立場にある商工会が災害時に 自ら被災し人的・物的資源の制約がある中において、非常時優先業務を特定するとと もに、その業務のマニュアルや執行体制を事前に定めておくことで、未曽有の大災害 が発生しても適切に事業を行うことを目的として作成。(令和3年度作成)

3) 関係団体等との連携

- ・代理店業務契約を結んでいる青森県火災共済や会員福祉共済等の自家共済を取り扱う 全国商工会連合会、損害保険の引受契約を締結している東京海上日動火災保険株式会 社や、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から専門家の派遣を依頼し、管内のす べての事業所を対象とした「BCP普及啓発セミナー」や「保険相談会」を開催し、そ れぞれの企業に適した損害保険、生命保険等の紹介を行うなどリスク管理強化に努め る。
- ・感染症に関しては、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・当町の公民館等公共施設や地域金融機関、法人会等と連携しセミナーの共済事業や普及啓発ポスターの掲示依頼などを通じて連携を深める。
- ・当会、東北町商工会、当町を構成員とする「東北町事業継続力強化推進協議会(仮称)」

を設立し、普及活動やBCPの実効性等を協議検討する。

4) フォローアップ

- ・事業者BCPの策定支援をした全ての小規模事業者に対し、計画の実施状況を確認し、 その実効性を高めるためフォローアップを行っていく。BCPは策定すればよいとい うものではなく、繰り返し教育や訓練を実施していくことが重要である。東北町が実 施する総合防災訓練に積極的に参加し非常時の参集訓練や安否確認訓練等を通じて、 課題や改善点を把握し計画の見直しに反映させていくなど、PDCAを活用し指導する
- ・「東北町事業継続力強化支援推進協議会(仮称)」を年1回定期的に開催し、計画に対する実施状況の確認や改善点等見直しを協議し今後の事業継続力強化支援に反映させていく。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(大規模地震)の発生を仮定し、当町及び青森県商工会連合会等関係機関との 連絡ルートの確認(図上訓練)や避難訓練等を実施する。(実地訓練は必要に応じて実 施)
- ・東北町が行う総合防災訓練に参加し、実際に行動することで本計画の見直し等の参考 にする。

〈2. 発災後の対策〉

・自然災害等発生時、職員の生命・安全の確保、人命救助が第一であり、それに必要な行動に対し人的・物的資源を優先的に配分することが重要である。そのうえで、次の手順で管内の被災状況の把握に努め、当町と情報を共有し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・勤務時間内は発災後、職員と来訪顧客の安否確認を実施の上で1時間以内に報告し、 BCPの発動及び応急対策の実施可否の確認を行う。
- ・夜間や休日の場合は職員自ら身の安全確保に努め、安否情報は緊急連絡網を活用し報告する。
 - 尚、夜間・休日の発災時の職員参集範囲については、二次災害の防止を図るとともに、 上北町商工会危機管理マニュアルの職員行動基準に従い対応する。
- ・情報共有、報告、確認等を行う上での情報通信手段については、固定電話の他 Fax、携帯電話やメール機能、LINE、インターネットを利用し行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認をおこなうとともに、事業所の消毒、職員の手 洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置状況等を勘案して 当会の感染症対策を行う。

2) 応急対策と方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、職場ある いは上司に状況を報告して出勤せずに、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に 出勤する。
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では概ね次の事務又は業務を処理するものとする。 ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること。 イ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
 - ウ 災害救助用物資、災害救助、復旧用資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
- ・職員全員が被災する等により応急対策に支障が生じるような場合の役割分担については、都度協議し決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、発災後24時間以内に当町と情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定する)

大規模な被害がある	・地区内事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」 等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域に於いて連絡が取れない、もし くは、交通網が遮断され、状況が確認できない場合。		
被害がある	・地区内の事業所で、「看板等の損傷」、「ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。		
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報が無い場合。		

・本計画により、当会から当町に以下の間隔で被害情報等を報告し共有する。

発災後~1週間	1日に3回共有する(9時、13時、17時)
1 週間~ 2 週間	1日に2回共有する(9時、17時)
2週間~1ヶ月	1日に1回共有する(9時)
1ヶ月~解除まで	2日に1回共有する(9時)

・当町で取りまとめた「東北町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発災時は、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度についてあらかじめ決めておく。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より報告する。
- ・感染症流行の場合、国や青森県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した 情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より報告する。

「青森県商工会連合会」 | 上北町商工会 東北町 | ※赤→は「報告」、青→「情報共有」

〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の設置方法については東北町と相談し対応する。また、国、県が実施する 支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口設置場所候補は「上北町商工会館」、「東北町民体育館」、「東北町民文化センター」とし、原則上北町商工会館に設置する。 現在地の商工会館が被災した場合の代替施設については、東北町と相談する等して検討する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続にむけた諸 課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの事業者の実態に即した支援策・解決策 を提言するなど事業者に寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や青森県、東北町の施策)について地区内小規模事業者に周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・青森県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。 具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金 繰り支援を中心とした金融支援や復興に向けた設備資金など県の特別融資制度の活 用、信用保証枠の拡大や行政による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し 利用促進を図る。
- ・災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティーネット等融資制度の開始もあるので金融機関等関係支援機関と連携を十分取りながら支援していく。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの 応援派遣等を青森県並びに青森県商工会連合会等に相談し対応する。

※その他

・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

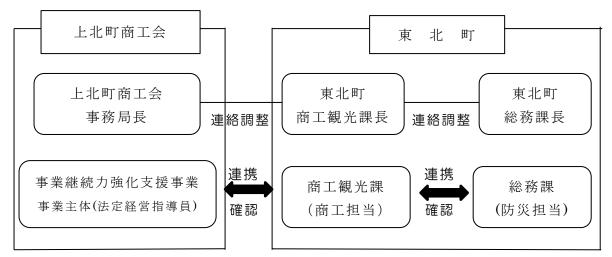
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月1日現在)

VI. 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



WI. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 皆口 淳一 (連絡先後述 WⅢ ①参照) 法定経営指導員 小向 浩志 (連絡先後述 WⅢ ①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
 - ※以下に関する必要な情報
 - ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上) 特に、小規模事業者によるBCP策定後の自主点検や定着化を目的とした模擬訓練の 実施支援を通じて実効性の高いBCPの改定等を提言する。

Ⅷ. 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

上北町商工会

〒039-2405 青森県上北郡東北町上北南 4 丁目 3 2 - 4 8 0 Tel : 0176 - 56 - 2335 / Fax : 0176 - 56 - 3881

E-mail: shokokai@kamikitamati.com

②関係市町村

東北町 商工観光課

〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南4丁目32-484 Tel: 0176-56-4148 / Fax: 0176-56-1200

E-mail: shoukan@town.tohoku.lg.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

IX. 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和	令和	令和	令和	令和
	4年度	5 年度	6 年度	7年度	8 年度
必要な資金の額	330	330	330	330	330
・専門家派遣 ・協議会運営費 ・セミナー開催費 ・パンフ・チラシ作成費 ・通信運搬費(開催案内) ・会議費 ・事務費 ・防災、感染症対策費	150	150	150	150	150
	30	30	30	30	30
	30	30	30	30	30
	40	40	40	40	40
	20	20	20	20	20
	5	5	5	5	5
	25	25	25	25	25
	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

X. 調達方法

調達方法

会費収入、事業収入、東北町補助金、青森県補助金、国補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。